

岩国市監査告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 4 年 1 月 26 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 姫 野 敦 子

令和 3 年度第 4 回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

2 監査の対象

健康福祉部 社会課（福祉政策室）、障害者支援課（太陽の家）、こども支援課（こども相談室、各保育園、こども館、わかば児童館、しゅうとう児童館）、保険年金課、介護保険課、高齢者支援課（地域包括支援センター、静風園）、地域医療課（本郷診療所）、錦中央病院、美和病院

3 監査の実施期間

令和 3 年 12 月 7 日から令和 4 年 1 月 17 日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和 3 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和 3 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。